

静岡県告示第245号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社富士山ドリームビレッジ	富士市依田橋405番地の1	ビレッジキッズやいづ	焼津市下小田中町9-4	令和2年3月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外